

## 浜松市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市内に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の福祉の増進を図るため、浜松市ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、浜松市（以下「市」という。）とし、この事業の一部または全部を母子・父子福祉団体、NPO法人や介護事業者等に委託することができる。

### (対象家庭及び事業内容)

第3条 本事業は、次に掲げるひとり親家庭等であって、生活援助、子育て支援を行う者を得ることが困難な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援する。

- (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な理由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- (2) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、子育て支援が必要な家庭

### (支援の内容)

第4条 支援の種類は子育て支援または生活援助とし、支援の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

- (1) 乳幼児の保育
  - (2) 児童の生活指導
  - (3) 食事の世話
  - (4) 住居の掃除
  - (5) 身の回りの世話
  - (6) 生活必需品等の買物
  - (7) 医療機関等との連絡
  - (8) その他必要な用務
- 2 前項の規定にかかわらず、次の支援は行わない。
- (1) 病児・病後児の保育
  - (2) 被生活援助者が不在の派遣対象世帯の居宅での支援

(3) インフルエンザや結核等、感染症の患者のいる居宅における支援

(事業の実施場所)

第5条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

(1) 生活援助

被生活援助者の居宅

(2) 子育て支援

ア 家庭生活支援員の居宅

イ 講習会等職業訓練を受講している場所

ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所

(対象家庭の登録)

第6条 第3条に規定する条件を満たすひとり親家庭等で、本事業による支援を受けようとする世帯の者は、あらかじめ対象家庭登録申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 市は、前項の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、対象家庭登録簿(第2号様式)にこれを登録するものとする。

3 第2項の登録簿に登録された者は、登録時の内容に変更があった場合は、速やかに市にこれを届け出なければならない。

(家庭生活支援員の選定)

第7条 市は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定し、家庭生活支援員登録名簿(第3号様式)に登録するものとする。

(1) 生活援助

ア 生活援助の実施に必要な資格として実施主体が認めた資格を有する者

イ 生活援助の実施に必要な研修として実施主体が認めた研修を修了した者

(2) 子育て支援

ア 保育士の資格を有する者

イ 厚生労働省が定める子育て支援に関する一定の研修、またはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(3) 家庭生活支援員登録申込

家庭生活支援員の選定は、家庭生活支援員登録申込書(第4号様式)に基づいて行う。

(家庭生活支援員の派遣等の手続)

第8条 家庭生活支援員の派遣等を希望する者は、市へ電話等により申込みするものとする。

2 市は、前項による申込みを受けた場合には、当該申請の内容を確認の上、速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合は、家庭生活支

援の依頼の通知をするとともに、申込者に対して支援内容を通知する。

- 3 市は、前項において家庭生活支援員の派遣等が必要と認められない場合及び家庭生活支援員の協力が得られない場合は、申込者に対して不承認の通知をする。

(変更又は中止の連絡)

第9条 前条による支援の通知を受けた申込者は、支援内容の変更又は中止を求める場合は、当該派遣日の前日(当該派遣日の前日が閉庁時の場合は、その直前の開庁日)までに家庭生活支援員及び市へ連絡をしなければならない。

- 2 市は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに家庭生活支援員に連絡しなければならない。

(家庭生活支援の期間及び時間)

第10条 支援の実施単位は次のとおりとする。

- (1) 生活援助及び子育て支援の実施単位は、1時間を単位とする。
  - (2) 派遣等の日数及び時間は、原則として第3条(2)に該当する家庭以外は1月につき7日以内とする。また、宿泊を伴う支援は行わない。ただし、特別な事由があるときは、市長と協議し期間を延長することができる。
- 2 支援時間は、原則として次のとおりとする。
    - (1) 生活援助 派遣対象世帯の居宅で支援を開始したときから、支援を終了したときまでとする。
    - (2) 子育て支援 家庭生活支援員の居宅のみで子を預かる場合は、子を預かったときから申込者へ子を帰したときまでとし、家庭生活支援員の居宅外で子を預かる場合又は子を送迎する場合は、家庭生活支援員が居宅を出発したときから申込者へ子を帰したときまでとする。

(家庭生活支援員に対する手当)

第11条 市は、家庭生活支援員に対し、支援の内容に応じて別表1に定める手当を支給するものとする。

- 2 第9条第2項の連絡が派遣日前日(当該派遣日の前日が閉庁時の場合は、その直前の開庁日)までになかった場合、市は家庭生活支援員に対し別表2に定める手当を支給するものとする。

(申請者の利用料)

第12条 家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別表3に定める費用を当該家庭生活支援員に対して負担しなければならない。

(寡婦・寡夫控除のみなし適用)

第12条の2 別表1及び別表3の利用世帯の区分の適用にあたり、利用者世帯のうち次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法(昭和25年

法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得( 1 月から 7 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。) が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者( 母又は父を除く。) であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の前年の所得については、児童扶養手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項( 第 3 号に規定する控除を除く。) の規定の例により計算した額から、(1) 又は(3) に該当する場合にあっては 27 万円を、(2) に該当する場合にあっては 35 万円を控除した額とする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子( 前年の所得( 地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。以下同じ。) が所得税法( 昭和 22 年法律第 27 号) 第 86 条第 1 項の規定により控除される額( 以下「基礎控除額」という。) 以下である子( 他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。)) を有するもの((2) に掲げる者を除く。)
  - (2) (1) に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの
  - (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子( 前年の所得が基礎控除額以下である子) を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの
- 2 前項の規定による(1) から(3) までのいずれかに該当する者は、その旨を記載したひとり親家庭等日常生活支援事業寡婦( 夫) みなし適用申請書( 第 6 号様式) を提出するものとする。

#### ( 支援完了報告書 )

第 13 条 家庭生活支援員は、支援を実施したときは、支援対象世帯ごとの支援完了報告書( 第 5 号様式) を作成し、市へ提出するものとする。

- 2 市は、前項の規定による報告書を受領したときは、その内容を審査し、当該家庭生活支援員に手当を支給するものとする。

#### ( 家庭生活支援員等の責務 )

第 14 条 家庭生活支援員は、その業務を行うに当たって、その支援を受ける者の人権を尊重し、当該家庭に対し知り得た秘密を他にもらしてはならない。

- 2 家庭生活支援員は、この要領に定めるもののほか、何人に対しても事業に関する費用又は報酬を請求してはならない。

#### ( 関係機関との協力 )

第 15 条 市は、事業を行うに当たって、母子・父子自立支援員、母子福祉協力員、主任児童委員、民生・児童委員等との連絡を密にし、地域社会の理解と協力を得て

常にひとり親家庭等の状況を把握できる体制を整えるよう努めなければならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか事業に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領の適用前に改正前の浜松市母子家庭等在宅援護事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の浜松市母子家庭等日常生活支援事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領の適用前に改正前の浜松市母子家庭等日常生活支援事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の浜松市母子家庭等日常生活支援事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領の適用前に改正前の浜松市母子家庭等日常生活支援事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の浜松市母子家庭等日常生活支援事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領の適用前に改正前の浜松市母子家庭等日常生活支援事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の浜松市母子家庭等日常生活支援事業実施要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 家庭生活支援員の手当

区分	支援時間の区分		基本単位及び 基本単位当りの手当額		
生活 援助	昼間 (午前9時から午後6時)	A	1時間	1,530円	
		B	1時間	1,380円	
		C	1時間	1,230円	
	早朝・夜間 (支援時間の区分が昼間以外)	A	1時間	1,910円	
		B	1時間	1,760円	
		C	1時間	1,610円	
子育て 支援	家庭生活 支援員の 居宅	昼間 (午前9時から 午後6時)	A	1時間	740円
			B	1時間	670円
			C	1時間	590円
		早朝・夜間 (支援時間の区 分が昼間以外)	A	1時間	920円
			B	1時間	850円
			C	1時間	770円
	家庭生活支援員の居宅以外 の適切な場所	A	1時間	1,100円	
		B	1時間	1,040円	
		C	1時間	960円	

- 1 支援の対象世帯が生活保護又は市民税非課税世帯の場合はA、Aを除く児童扶養手当支給水準の世帯の場合はB、A及びB以外の世帯の場合はCを、それぞれ適用する。
- 2 支援1回当りの合計時間が基本単位に満たない場合は、基本単位に切り上げる。また、支援時間の区分ごとの合計時間に1時間未満の端数が生じる場合の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 支援時間の区分ごとの端数の合計が30分に満たない場合は、いずれも切り捨てる。
  - (2) 支援時間の区分ごとの端数の合計が30分以上の場合、より長時間の支援を行った区分で1時間に切り上げ、他方の区分は切り捨てる。なお、各区分の支援時間が同じ場合は、「早朝・夜間」区分で1時間に切り上げ、他方の区分は切り捨てる。
- 3 子育て支援を行う場合の手当については、同一世帯の複数の児童の子育て支援を行う場合、2人目以降の児童1人につき児童1人の場合の手当に0.5を乗じて得た額を加算する。

別表2 直前の派遣中止の際の手当

支援予定日前日までに家庭生活支援員に連絡 がなかった場合	1回あたり	生活援助	1,530円
		子育て支援	1,480円

別表3 派遣対象世帯の利用料

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間当り）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給 水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

- 1 支援1件当りの合計時間が基本単位に満たない場合は、基本単位に切り上げる。また、別表1の支援時間の区分ごとの合計時間に端数が生じる場合、その端数が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間に切り上げる。
- 2 子育て支援を受けた場合の負担額については、同一世帯の複数の児童の子育て支援を行う場合、2人目以降の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- 3 支援の一環で必要な交通費（公共交通機関及びタクシーの運賃、駐車料金等）、学校教育費、医療費等の必要経費は、家庭生活支援を受けた家庭が負担する。